

鹿児島労働基準監督署発表
令和6年10月25日

令和6年10月25日

【照会先】

鹿児島労働基準監督署

○副署長 田原 宗治

第一方面主任監督官 清水 孝則

(電話) 099 (803) 9641

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

鹿児島労働基準監督署（署長 池濱 輝生）は、本日、株式会社いな及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで鹿児島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和5年11月16日、鹿児島市小山田町に所在する株式会社いな倉庫内において、1階床面から高さ約4メートルの場所で労働者が作業を行う際、墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社いな

所在地：鹿児島県鹿児島市小山田町

事業内容：卸売業

(2) 代表取締役 A

2 違反条文

被疑者株式会社いな、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反

同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第519条第1項（墜落による危険の防止）

同法第119条第1号（罰則）

同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和5年11月16日、鹿児島市小山田町に所在する株式会社いな倉庫内において、倉庫2階の高さ約4メートルの物品揚卸口で労働者Bに作業を行わせていたところ、労働者Bが倉庫1階床面へ墜落し、死亡する災害が発生したものです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の開口部等で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、囲い、手すり等を設けることが規定されていますが、災害発生時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（罰則）

第一百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 （前略）第二十条から第二十五条まで（中略）の規定に違反した者
（第2号～第4号 略）

（両罰規定）

第一百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百十六条、第一百十七条、第一百十九条又は第一百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。